公示の修正について

平成30年7月12日付け、官報に掲載の東大阪線鋼桁大規模修繕工事の公示について、下記のとおり記載内容の一部修正を行います。

記

■ 2 競争参加資格 (2) 一般競争参加資格の認定

(修正前) 設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。 (修正後) 設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること

- 2 競争参加資格 (4)企業の形態及び施工能力点 ①設計業務の場合 1) 単体の場合 (修正前) 設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。 (修正後) 設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。
- <u>2 競争参加資格(4)企業の形態及び施工能力点</u>①設計業務の場合 2)設計共同体の 場合 <u>イ)</u>

(修正前)構成員は、設計業務の契約締結までに下記に示す両方の資格を有すること。 (修正後)構成員は、設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。

■ 5 その他 (2)契約保証金 ②工事

(修正前)

契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の3以上とする。 (修正後)

契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

■ 5 その他 (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 (5行目)

(修正前) ~設計業務の契約締結までに、当該資格の認定を受け~

(修正後) ~設計業務の見積合わせまでに、当該資格の認定を受け~

以 上

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示 (建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を含む))

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。

平成 30 年 7 月 12 日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 大阪管理局長 遠藤 博人

- ◎調達機関番号 421 ◎所在地番号 27
- ○平成30年阪神高速公告第19号
- 1 工事概要
- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 東大阪線鋼桁大規模修繕工事
- (3) 本工事は、13 号東大阪線(大阪市西区阿波 座2丁目付近)の拡幅部において、供用中の 阪神高速道路直近、かつ交通量の多い複数の 主要幹線道路(中央大通、なにわ筋)上等、 制約条件の多い施工条件のもとで、縦目地構 造の抜本的な解消(改良)を実施する工事で ある。また、公共工事の品質確保の促進に関 する法律第18条に規定する「技術提案の審査 及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提 案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タ イプの試行工事であり、優先交渉権者として 選定された者と設計業務の契約を締結した後、 阪神高速道路株式会社(以下、旧阪神高速道 路公団を含め、「阪神高速」という。)と優先 交渉権者との間で締結される基本協定に基づ き価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場 合には工事の契約を締結する。
 - 設計業務
 - 1)業務内容

現地調査:1式詳細設計:1式

RC 橋脚梁拡幅、鋼製橋脚梁拡幅、 鋼桁撤去架設、鋼桁改良、耐震検討 施工計画・仮設計画:1式

施工法、施工順序•施工機械•施工

ヤード・資機材搬入搬出・施工時留 意事項等

協議資料作成:1式

- 2)業務期間 契約締結日の翌日から約12 か月間
- 3)業務参考額 業務参考額については、 競争参加者からの見積を踏まえて設定す る。なお、参考額は単なる目安であり、 契約金額を制限するものではない。

② 工事

- 1) 工事場所 大阪府道高速大阪東大阪線 (13号東大阪線) (大阪市西区阿波座2 丁目付近)
- 2) 工事内容(事業全体としての内容) 工場製作工:約900t

鋼桁工:1式

3径間連続合成 i 桁工: 2連、4径間連続合成 i 桁工: 1連、単純鋼床版箱桁工: 1連、2径間連続合成 i 桁工: 1連、単純合成 i 桁工: 2連

橋脚拡幅工:1式

R C橋脚梁拡幅工:15 基、鋼製橋脚

梁拡幅工:13基

床版工:約2,000m2

高欄工:約500m

舗装工:約2,000m2

既設上部工撤去工:1式

既設構造物撤去・復旧工:1式

仮設工:1式

共通仮設費:1式

- 3) 工事期間 工事契約時に設定する。
- 4) 工事参考額 約30億円(税抜)なお、 参考額は単なる目安であり、契約金額を 制限するものではない。
- (4) 本工事は、すべての競争参加者から競争参加資格確認申請時に設計業務費見積書の提出を求める工事である。
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化

等に関する法律(平成12年法律第104号)に 基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物 の再資源化等の実施が義務づけられた工事で ある。

- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案 を受け付ける契約後VEの対象工事である。
- (7) 本工事は、本工事の契約締結実績について、 今後発注される「技術的難易度の高い工事の 受注実績評価対象工事」の技術評価項目にお いて加点対象とする「技術的難易度の高い工 事指定」の試行工事である。

2 競争参加資格

- (1) 阪神高速道路株式会社契約規則 (平成 23 年阪神高速規則第10号)第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争参加資格の認定 設計業務の見積 合わせまでに下記に示す両方の資格を有す ること。
 - ① 阪神高速における測量・建設コンサル タント等の「土木設計」に係る平成 29 ~32 年度の一般競争参加資格
 - ② 阪神高速における建設工事の「橋梁 (メタル)」に係る平成29・30年度の一 般競争参加資格

なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て がなされている者又は民事再生法に基づき再 生手続開始の申立てがなされている者(上記 (2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 企業の形態及び施工能力点
 - ① 設計業務の場合

下記に示す単体又は2者による設計共

同体であること。

1) 単体の場合

設計業務の見積合わせまでに下記に示 す両方の資格を有すること。

- ・阪神高速における測量・建設コンサル タント等の「土木設計」の認定
- ・阪神高速における建設工事の「橋梁(メタル)」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数(以下「施工能力点」という。)が1,150点以上
- 2) 設計共同体の場合

下記の条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。

- ア)代表者は、上記1)に同じ
- イ)構成員は、設計業務の見積合わせまでに下記に示す両方の資格を有すること。
 - ・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定
 - ・阪神高速における建設工事の「橋梁 (メタル)」に係る施工能力点が 1,050点以上

② 工事の場合

下記に示す単体又は2者による特定建 設工事共同企業体であること。

1) 単体の場合

下記の資格を有すること。

- ・阪神高速における建設工事の「橋梁(メタル)」に係る施工能力点が 1,150点以上
- 2) 特定建設工事共同企業体の場合

下記の条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であること。

- ア)代表者は、上記1)に同じ
- イ)構成員は、阪神高速における建設工 事の「橋梁 (メタル)」に係る施工能力

点が 1,050 点以上

- (5) 地域要件 設定しない。
- (6) 業務の実績 求めない。
- (7) 施工実績 平成15年度以降に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績(完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。)を有すること。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が 65 点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人(以下「他の機関」という。)が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

また、特定建設工事共同企業体にあっては、 代表者及びその他の構成員が、平成15年度以 降に、元請けとして、下記に示す同種工事の 施工実績を有すること。

I. 単体の場合

「同種工事」

- ・ 鋼道路橋(歩道橋を除く。以下同じ。) における上部工の製作を含む架設工事
- Ⅱ. 特定建設工事共同企業体の場合
 - ア)代表者は上記 I. に同じ。
 - イ) 構成員は下記に示すいずれかの同種工 事の施工実績を有すること。

「同種工事」

- 鋼道路橋における上部工の製作を含む架設工事
- ・ 道路橋における鋼構造物(標識・遮 音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く。) の製作を含む補修又は補強工事(耐震 補強工事を含む。)
- (8) 技術提案書 下記3(3)に示す本工事における技術提案(技術的所見)を記載した技術

提案書が適切であること。(詳細は説明書参照)

- (9) 工事成績評定点 阪神高速が発注した工事 のうち、過去2年度(平成28年度及び平成 29年度)に完成し引渡した工事の実績がある 場合は、平成28年度及び平成29年度の工事 成績評定点の平均が2年連続で65点未満で ないこと。
- (10) 配置予定技術者 次に掲げる基準を満たす 監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術 者等」という。)を本工事の現場着手時から専 任で配置できること。なお、本工事の契約時 期は 2019 年 10 月頃、現場着手時期は 2020 年4月頃を予定している。また、設計業務期 間及び製作期間においては専任の義務はなく、 基本協定に基づき工事が契約された場合にお いて、次に掲げる工事経験を有する者を配置 すること。(詳細は説明書参照)
 - ① 下記に示すいずれかの資格を有する者、 又はこれと同等以上の資格を有するものと 国土交通大臣が認定した者であること。
 - 一級土木施工管理技士
 - · 技術士(建設部門)
 - ② 平成15年度以降に、元請けの現場代理人、 監理技術者、主任技術者又は担当技術者と して、下記に示す同種工事の工事経験を有 する者であること。評価対象期間に産前休 業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷 病休業を取得した場合は、休業期間に応じ て工事経験として求める期間を1年単位で 延長するための申請を行うことができる。 なお、工事経験の取り扱いは、上記(7)の施 工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

下記に示すいずれかの工事経験を有すること。

- ・ 鋼道路橋における上部工の架設工事
- ・ 道路橋における鋼構造物(標識・遮音 壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く。)の

補修又は補強工事(耐震補強工事を含む。)

- ③ 監理技術者の配置が必要となる工事の 場合、配置予定技術者は、監理技術者資格 者証及び監理技術者講習修了証を有する 者であること。
- ④ 専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)提出日以前に3か月以上の雇用関係にあることをいう。
- ⑤ 申請時において配置予定技術者が確定していない場合、工事契約時に、上記①~④の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。
- (11) 競争参加停止措置 申請書等の提出期限日 から設計業務の契約締結までの期間に、阪神 高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に 基づく競争参加停止措置(以下「競争参加停 止措置」という。)を受けていないこと。
- (12) 暴力団等排除措置規則 申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (13) 設計共同体 設計共同体を結成する場合に ついては、説明書を参照すること。
- (14) 設計業務等の受託者等との関連 本工事に 係る既設計業務等の受託者等(受託者が設計 共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員 をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若 しくは人事面において関連がある建設業者で ないこと。
- (15) 競争参加者間の資本・人的関係 本競争に 参加しようとする者の間に、資本関係又は人

的関係がないこと。(詳細は説明書参照)

- (16) 特定建設工事共同企業体 特定建設工事共 同企業体を結成する場合については、説明書 を参照すること。
- 3 技術提案・交渉方式に関する事項
- (1) 技術提案書等 技術提案書又は最終技術提案書(以下「技術提案書等」という) について、下記(3)に示す評価項目に対する本工事における技術提案等の記載が適切であること。なお、詳細については、説明書を参照すること。
- (2) 技術提案・交渉方式の仕組み 本工事の技 術提案・交渉方式は、以下の方法により優先 交渉権者を選定する方式とする。なお、詳細 については説明書を参照すること。
 - ① 技術評価点として、上記2(8)に関する技術提案書の評価に応じて点数を付与する。
 - ② 技術評価点により、優先交渉権者を選定する。
- (3) 評価項目及び評価点 評価項目と評価点 (最大点)の内容を以下に示す。なお、詳細 については、説明書を参照すること。
 - 技術提案(技術的所見)に関する事項(60 点)
- (4) 優先交渉権者選定に関する事項 技術提案 書等を提出した者の中から、評価値が最上位 である者を優先交渉権者として選定する。評 価値の最も高い者が2者以上あるときは、く じ引きにより優先交渉権者を決定する。優先 交渉権者として選定した者には書面により通 知する。

また、交渉権がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を同じく 書面により通知する。

それ以外の者に対しては、次順位以降の交 渉権者として選定された旨を同じく書面によ り通知する。

なお、次順位の交渉権者においては、非特

定の通知までの期間にあっては書面により交 渉権の辞退を申し出ることができる。

(5) 技術提案等の履行に関する事項 技術提案 書等に記載した内容は、契約書に添付のうえ 履行すること。(詳細は説明書参照)

4 手続等

- (1) 担当部署 〒552-0006 大阪市港区石田 3 - 1-25 阪神高速道路株式会社 大阪管 理局 総務·管理部 経理課 電話 06-6576 -3881
- (2) 交付図書及び閲覧資料 説明書等は、次の とおり交付又は閲覧する。
 - ① 交付期間:平成30年7月12日(木)から平成30年8月8日(水)午後4時まで。
 - ② 交付方法:下記サイトより競争参加希望者に無償で交付する。やむを得ない理由により、下記サイトから受領できない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。
 - ・ 阪神高速道路株式会社ホームページ (工事の入札公告)

https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/koji/

- ③ 交付図書のダウンロード手順:②のサイトにて、本工事の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報がメールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。
- ④ 交付図書等以外の閲覧資料の閲覧期間:
 平成30年7月12日(木)から平成30年8月8日(水)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、午前10時から午前12時まで、午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は午後4時まで。
- ⑤ 交付図書等以外の閲覧資料の閲覧場所:

阪神高速道路株式会社 大阪管理局 閲覧 コーナー

- (3) 申請書等の提出期間、場所及び方法 本競争の参加希望者は、次に従い、申請書等を提出すること。
 - ① 提出期間:平成30年7月12日(木)から平成30年8月8日(水)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、午前10時から午前12時まで、午後1時から午後4時まで。
 - ② 提出場所:上記(1)に同じ
 - ③ 提出方法:持参又は郵送等によって、申 請書等を提出するものとし、電送によるも のは受け付けない。なお、詳細については、 説明書によること。
- (4) 技術提案書の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間:平成30年8月31日(金)から平成30年9月25日(火)までの毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、午前10時から午前12時まで、午後1時から午後4時まで。
 - ② 提出場所:上記(1)に同じ。
 - ③ 提出方法:持参又は郵送等によって、技 術提案書を提出するものとし、電送による ものは受け付けない。なお、詳細について は、説明書によること。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
 - ① 業務 契約保証金は免除する。
 - ② 工事 契約保証金は納付すること。ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、

契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、 請負代金額の10分の1以上とする。

- (3) 配置予定技術者の確認 下記の場合、競争 参加停止措置を行うことがある。
 - ・ 見積り合わせ後に、資格要件を満たして いないことが判明した場合や、コリンズ等 により配置予定の監理技術者等の専任制違 反の事実が確認された場合
 - ・ 他の機関の工事を含めた他の工事と重複 しているにもかかわらず見積り合わせし、 専任制違反により契約できなかった場合
 - ・ 競争参加資格申請時に配置予定技術者を 確定していない場合において、契約締結後、 資格要件を満たしていないことが判明した 場合や、コリンズ等により監理技術者等の 専任制違反の事実が確認された場合 なお、種々の状況からやむを得ないものと して承認された場合の外は、申請書等の差し 替えは認められない。
- (4) 手続における交渉の有無 有
- (5) 契約書作成の要否 要(本件は電子契約を 推奨する。)
- (6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約 を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約 により締結する予定の有無 有
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない 者の参加 上記 2 (2) に掲げる一般競争参加 資格の認定を受けていない者も、上記 4 (3) により、申請書等を提出できるが、競争に参 加するためには、設計業務の見積合わせまで に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加 資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 企業結合確認資料についてのヒアリングを 実施する場合は、その実施日時及び場所等を 別途通知する。
- (10) 技術提案書等の内容についての技術対話を

実施する場合、その実施日時及び場所等は別 途通知する。なお、技術対話を実施しない場 合、ヒアリングの実施日時及び場所等は別途 通知する。

- (11) 技術提案書の提出がない又は適切でない場合は、交渉権者に選定されない。
- (12) 技術提案書の改善事項の要請 阪神高速は 技術対話時又は技術対話の終了後、競争参加 者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示 するものとする。
- (13) 詳細は、説明書による。
- 6 Summary
- (1) Official in charge of the contract of the procuring entity: Hirohito Endo, Director of Osaka Business and Maintenance Bureau of Hanshin Expressway Company Limited
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract:

 Large-scale steel girder bridge renewal
 for removing vertical joint structure in
 Higashiosaka Route.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. August 8, 2018
- (5) Time-limit for the submission of Technical proposals: 4:00 P.M. September 25, 2018
- (6) Contact point for tender documentation: Contract and Accounting Group, General Affairs and Business Management Department, Osaka Business and Maintenance Bureau, Hanshin Expressway Company Limited, 3-1-25 Ishida, Minato-ku, Osaka, 552-0006 Japan TEL 06-6576-3881